

各常任委員会審査・調査報告

総務常任委員会に付託された議案の内容と審査状況について報告します。

◆専決処分の承認を求めることについて

本案は、地方税法の一部改正に伴い、公的年金等に係る所得を有する65歳未満の給与所得者について、当該公的年金等の所得に係る市民税の徴収方法を改めるなどのため、白河市税条例の一部改正を緊急に必要とし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

◆専決処分の承認を求めることについて

本案は、白河市中心市街地市民交流センターの指定管理者について、団体名及び代表者名の変更を緊急に必要とし、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

◆白河市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び白河市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部改正に伴い、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限し、並びに職員の配偶者が子を養育できる場合であっても育児休業ができるよう改めるなど、所要の改正をするものです。

◆白河市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法第25条第2項の規定により、職員の給与から控除できる項目を定めるため、所要の改正をするものです。

◆白河市職員の退職手当支給に関する条例の一部を改正する条例

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について受給資格者の範囲を変更するため、所要の改正をするものです。

◆白河市税条例の一部を改

正する条例

平成22年度税制改正に伴い、個人市民税については、扶養親族のうち年齢16歳未満の者に対する扶養控除を廃止することに伴う扶養親族申告書の提出について定めるほか、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度を創設するなど、市たばこ税については、税率を引き上げるため、所要の改正をするものです。

▼所管事務調査（現地調査）の実施

6月21日、財産区の現地調査を実施しました。主な概要は、下記表のとおりです。



現地調査

一般会計補正予算（第1号）
補正の総額は、1億174万7000円で、そのうち5万7000円は、歳入で、総務に係るものは、歳入で、財政調整基金繰入金1億10

00万円、歳出で、予備費69万4000円です。
▼付託された議案は、いずれも原案のとおり承認または可決しました。

	小田川財産区	大屋財産区	樋ヶ沢財産区
設立	昭和29年10月	昭和30年7月	平成17年11月
主な財産	山林：679,931㎡ 雑種地：145.98㎡	山林：1,082,410㎡	山林：831,130㎡ 原野：30,333㎡ ため池：5,273㎡
財産の管理状況	平成11年度から平成20年度まで森林組合に委託し間伐事業を実施。平成21年度は「緑の雇用担い手対策事業」を活用し間伐を実施。	平成21年度に「緑の雇用担い手対策事業」を活用し間伐を実施。	スギ：11.76ha、アカマツ・クロマツ：69.03haについて森林国営保険に加入。
管理会委員の任期・人数	4年・7人	4年・7人	4年・7人